

本節ニ規定スル所ノ削減方法ハ實際大ニ利益

ア儿子ノニシテ債権者ト債務者ト相互ノ關係

計算ヲ簡約トスルノ理アリテ蓋シ二人

相互ニ金錢ヲ負担スル如キ場合ニ於テハ一方

アリ先ツ他ノ一方ニ存留シ更チニ即時債権者

トシテ其出費シタル所ノ在リテ<sup>建</sup>取ルハ徒ラニ

手取ヲ要スルニ過キ之加ニ或ル場合ニ於テハ

存留ソ為之ニ因リ損害ヲ被ルニストアルハ何

トイレバ最初存留シ受テタル者要意ナルカ又

ハ無資力ナルトキハ存留者ハ自己ノ得一斗所

第一  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
九  
十  
十一  
十二  
十三  
十四  
十五  
十六  
十七  
十八  
十九  
二十

二	勢ノ	ソ言	至人	トセ	行ハ	做	是	儿	ノ
一	勢ノ	一	人	也	ハ	二	ソ	一	物
二	勢ノ	一	近	乙	儿	フ	以	ケ	ソ
三	勢ノ	一	相	且	ノ	上	三	レ	親
四	勢ノ	一	親	致	二	ソ	相	ハ	受
五	勢ノ	一	親	親	二	得	親	十	二
六	勢ノ	一	為	同	一	一	想	十	儿
七	勢ノ	一	一	心	ノ	元	像	十	能
八	勢ノ	一	一	カ	一	ノ	的	十	ハ
九	勢ノ	一	一	子	一	十	簡	十	开
十	勢ノ	一	一	儿	一	十	略	十	ノ
十一	勢ノ	一	一	ト	一	然	ノ	十	危
十二	勢ノ	一	一	キ	一	一	二	十	險
十三	勢ノ	一	一	ハ	一	而	一	十	ソ
十四	勢ノ	一	一	同	一	乙	一	十	被
十五	勢ノ	一	一	同	一	三	一	十	人
十六	勢ノ	一	一	同	一	相	一	十	二
十七	勢ノ	一	一	同	一	親	一	十	十
十八	勢ノ	一	一	同	一	ノ	一	十	ア
十九	勢ノ	一	一	同	一	一	一	十	
二十	勢ノ	一	一	同	一	一	一	十	

二 抄 題 多 本 後 勢 之 皇 極 之 八 者 八 抄 新 集 本 十 傳

第 二 超 過 之 心 所 之 皇 極 并 論 之 八 以 之 是 之 心

上 之

是 之 後 勢 者 之 後 權 者 一 意 之 友 之 一 之 并 論 之 為

之 能 之 十 八 一 規 則 二 此 一 之 八 例 之 則 十 八 十 九

之 上 之 萬 九 其 然 八 八 外 觀 二 是 十 二 皇 極 然 八 之 一

之 北 十 八 十 一 本 編 之 四 五 十 九 采 之 參 觀 之 一

之 蓋 之 意 二 因 之 教 觀 一 寡 少 十 八 後 勢 竟 生 之 一

之 八 上 十 八 後 權 者 八 之 之 義 後 之 心 之 者 之 豫 十

之 後 軍 之 八 一 相 殺 之 愛 後 之 之 八 之 一 十 十 推

之 一 一 又 之 後 勢 之 合 意 一 皇 因 七 十 八 上 十 十

合  
に  
於  
り  
ん  
に  
裁  
判  
所  
に  
監  
り  
に  
相  
殺  
す  
認  
り  
ん  
に

ハ	ニ	其	方	ア	裁	ニ	夕	ニ	於
之	ニ	相	ノ	リ	判	正	相	勝	テ
ヲ	ニ	殺	ノ	ル	所	別	殺	レ	モ
知	シ	ス	意	ル	ノ	之	ノ	リ	相
シ	ル	物	思	相	干	一	原	ト	殺
ヲ	ル	レ	ハ	殺	渉	相	因	ニ	ノ
裁	判	ノ	由	ハ	ナ	殺	如		利
上	ノ	任	来	場	直	一	何		益
ノ	物	意	ル	合	接	相	ソ		ア
相	ハ	ノ	ト	ト	ニ	殺	也		ル
殺	ル	相	マ	用	法	ハ	究		ル
上	又	殺	リ	リ	律	者	ニ		年
云	相	云	在	者	ニ	者	ト		瑞
フ	殺	フ	場	者	原	ノ	ト		シ
然	ス	乃	合	一	因	多	ハ		不
レ	行	三	ニ	方	ス	禁	之		可
此	フ	裁	於	又	ル	ナ	ソ		分
其	レ	判	テ	ハ	ニ	リ	三		ト
場	十	所	ハ	相	ト	又	種		ル

心	主		三	生	三	在	大	ト	合
請	レ		種	二	種	原		ソ	二
花	法	五	ノ	ノ	ノ	用		得	於
了	律	日	相	ノ	相	ハ		ス	ノ
ル	上	二	控	多	控	以		ス	ル
ノ	ノ	十	一	キ	中	下		必	九
心	相	架	共	元	實	逐		不	裁
要	控		通	ノ	際	一		法	判
ト	ノ		十	ハ	界	之		律	所
セ	効		七	法	凡	ノ		規	人
エ	力		規	律	利	規		則	監
ト	ノ		則	上	益	定		レ	リ
是	生		人	ノ	了	ス		依	相
是	云		節	相	リ	ル		準	控
亦	ル		末	ノ	又	ノ		之	ノ
未	二		之	ノ	最	案		ル	認
了	ハ		ノ		又	次		ト	リ
必	裁		ノ		難	了		又	ル
之	判		揚		向	リ		要	二
レ	所		ノ		ノ				

心  
之  
ノ  
控  
ノ  
裁  
判  
所  
人  
監  
リ  
相  
控  
ノ  
認  
リ  
ル  
二

リ  
ト  
萬  
元  
皇  
路  
者  
皇  
者  
相  
殺  
ノ  
成  
立  
云  
ル  
云  
ト  
ク  
陳

乃	不	法	二	行	於	儿	キ	蓋	九
之	知	律	丈	ハ	三	者	争	之	載
ソ	二	上	法	ハ	事	十	御	法	到
申	三	ノ	律	ハ	皇	レ	起	ノ	所
立	七	相	ノ	キ	ソ	ト	リ	ノ	レ
ワ	尚	殺	効	場	審	謂	其	最	請
ハ	六	ハ	力	台	好	フ	高	在	就
ク	行	自	ソ	台	レ	可	用	嗜	起
必	ハ	ヲ	認	ハ	法	カ	ノ	易	ル
聖	レ	行	定	レ	律	チ	場	キ	二
相	一	ハ	又	レ	ノ	不	台	効	ト
七	千	レ	チ	レ	適	然	ア	力	十
十	元	カ	キ	レ	用	ク	チ	ト	七
九	ノ	故	ノ	レ	心	気	十	毫	ト
十	十	二	レ	レ	法	一	八	毛	謂
明	リ	者	レ	二	律	且	二	毛	ク
カ	故	者	レ	於	上	裁	ト	尚	可
十	二	者	レ	三	ノ	到	ク	亦	中
リ	丈	者	レ	ハ	相	所	唱	之	云
然	一	ノ	レ	一	殺	レ	フ	任	不

論	ハ	海	且	リ	城	ハ	リ	遊	リ
者	ハ	リ	其	却	ハ	ハ	知	七	ハ
中	ト	荒	法	下	又	ハ	ハ	二	荒
古	キ	生	律	シ	ハ	ハ	ハ	又	元
事	直	ハ	ノ	又	城	ハ	由	其	皇
者	子	ハ	効	ハ	少	裁	十	元	路
相	ハ	元	力	ハ	ハ	到	カ	元	路
殺	利	ノ	ハ	請	ハ	所	ハ	提	者
シ	益	十	二	尤	ハ	ハ	ハ	出	相
申	ハ	リ	個	額	ハ	法	ハ	出	殺
立	荒	故	ノ	リ	ハ	律	ハ	七	ハ
三	生	ハ	佐	減	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
十	ハ	相	勢	少	報	効	且	ハ	減
八	止	殺	保	ハ	告	力	其	ハ	立
二	ハ	ノ	立	ハ	ハ	ハ	元	ハ	ハ
拘	ハ	古	ハ	ハ	勇	周	提	ハ	ハ
ハ	ハ	然	ハ	ハ	告	リ	ハ	載	ハ
ハ	ハ	行	ハ	ハ	ハ	債	提	到	ハ
ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	請	權	出	所	ハ
之	ハ	ハ	ハ	ハ	尤	満	ハ	之	陳

乃  
 五  
 申  
 立  
 ハ  
 ハ  
 七  
 十  
 ハ  
 十  
 ハ  
 十  
 ハ

サリ  
シ  
カ  
高  
土  
其  
義  
勢  
ヲ  
受  
カ  
シ  
夕  
ル  
工  
ト  
ソ  
認  
定

書	中	シ	十	サ	ア	可	ト	時	ク
ソ	者	ス	ク	ル	職	カ	同	効	宣
業	事	時	蓋	ノ	權	カ	シ	ノ	告
見	者	効	シ	理	ソ	ス	ク	成	ス
シ	ノ	ハ	相	由	以	ト	又	就	ル
ス	提	此	殺	ハ	テ	唱	職	シ	ソ
ル	出	之	ハ	決	時	シ	權	ハ	得
ト	シ	是	糸	シ	効	ハ	ソ	ル	入
ト	ス	ソ	倫	テ	ソ	ル	以	ハ	ソ
ト	ル	以	ノ	相	認	テ	テ	ハ	非
恆	礼	テ	一	殺	ル	テ	相	テ	難
勢	抄	利	種	ハ	ノ	テ	殺	言	シ
者	書	重	ハ	任	ノ	テ	テ	渡	利
縱	款	權	外	テ	權	然	言	ハ	事
令	之	利	ハ	存	利	シ	渡	ハ	ハ
之	ハ	物	ハ	セ	テ	テ	ハ	ハ	職
ソ	ハ	業	ハ	ハ	有	テ	ハ	ソ	權
主	テ	ハ	ハ	ハ	セ	テ	ハ	得	テ
張	テ	符	ハ	ハ	シ	テ	得	ハ	以
也	テ	條	ハ	ハ	テ	テ	ハ	ハ	テ



力	一	鮮	五	然	ア	是	東	二	サ
一	特	標	箇	リ	リ	シ	ノ	ル	リ
二	殊	ノ	ノ	而	ム	ク	ノ	ノ	シ
三	十	揚	条	シ	ル	ル	權	利	ハ
ノ	ル	ノ	件	テ	ト	ト	中	ハ	高
依	規	次	具	法	ト	キ	法	ア	出
質	定	条	備	律	リ	ハ	律	リ	其
至	リ	ニ	ス	上	認	依	上	加	義
夕	定	テ	ル	ノ	美	祭	ノ	之	勢
ル	テ	テ	ト	相	セ	ノ	相	責	ヲ
凡	テ	テ	ト	控	サ	全	控	勢	負
以	テ	一	リ	ノ	ル	部	ノ	下	ル
夕	テ	名	必	行	可	若	原	上	夕
ル	テ	案	要	ハ	カ	ク	因	同	ル
ス	テ	件	ト	ル	ラ	ハ	ル	シ	ト
ト	テ	リ	ヤ	、	ズ	一	ト	久	ト
夕	テ	規	テ	二	テ	系	ト	權	リ
要	テ	定	本	ハ	テ	ノ	テ	利	認
之	テ	シ	条	本	テ	消	テ	拘	定
又	テ	之	其	法	テ	滅	テ		

憲  
 一  
 二  
 三  
 四  
 五  
 六  
 七  
 八  
 九  
 十  
 十一  
 十二  
 十三  
 十四  
 十五  
 十六  
 十七  
 十八  
 十九  
 二十  
 二十一  
 二十二  
 二十三  
 二十四  
 二十五  
 二十六  
 二十七  
 二十八  
 二十九  
 三十  
 三十一  
 三十二  
 三十三  
 三十四  
 三十五  
 三十六  
 三十七  
 三十八  
 三十九  
 四十  
 四十一  
 四十二  
 四十三  
 四十四  
 四十五  
 四十六  
 四十七  
 四十八  
 四十九  
 五十  
 五十一  
 五十二  
 五十三  
 五十四  
 五十五  
 五十六  
 五十七  
 五十八  
 五十九  
 六十  
 六十一  
 六十二  
 六十三  
 六十四  
 六十五  
 六十六  
 六十七  
 六十八  
 六十九  
 七十  
 七十一  
 七十二  
 七十三  
 七十四  
 七十五  
 七十六  
 七十七  
 七十八  
 七十九  
 八十  
 八十一  
 八十二  
 八十三  
 八十四  
 八十五  
 八十六  
 八十七  
 八十八  
 八十九  
 九十  
 九十一  
 九十二  
 九十三  
 九十四  
 九十五  
 九十六  
 九十七  
 九十八  
 九十九  
 一百



新  
人  
法  
律  
上  
ノ  
元  
ノ  
二  
州  
又  
二  
ノ  
三  
ノ  
四  
ノ  
五  
ノ  
六  
ノ  
七  
ノ  
八  
ノ  
九  
ノ  
十

元ノナルハシ

元ノナルハシ

元ノナルハシ

元ノナルハシ

元ノナルハシ

元ノナルハシ

元ノナルハシ

元ノナルハシ

元ノナルハシ

元ノナルハシ

元ノナルハシ

元ノナルハシ

元ノナルハシ

元ノナルハシ

二ノ利益ヲ有セサルカ故ニ為知相較行ハルリ

ノ依據ノ糸論トシテ其依據ノ目的物ヲ保布ス

ルソ得ハキエトソ要ス例ハ一者者ノ一方金

銀ソ買担スルニ他ノ一方木材若クハ石材ソ買

担シタルハ中人是等ノ物タル元且定量物ニシ

テ特定物ニ依テ自體代替スルソ得一

キ又ノ十リト量又各者者ハ實際且買担スル

所ソ糸論スルソ要ス然ラズニ遂ニ契約ノ執

者ソ貫徹セサルニ至ル一之ニ及シ者者者双

方金銀若クハ同姓質及ヒ同品質ノ材料若クハ

日用品ソ買担スルハ同姓質及ヒ同品質ノ材料若クハ

乙	ソ	不	在	ソ	不	二	然	得	乙
乙	要	四	乙	乙	乙	三	レ	レ	ノ
所	乙	二	乙	一	二	乙	乙	乙	利
ノ	是	備	レ	レ	備	レ	乙	レ	益
条	レ	ノ	レ	レ	レ	レ	大	レ	ソ
件	相	依	後	乙	依	域	代	レ	有
十	殺	勢	乙	レ	勢	ソ	替	レ	セ
ノ	ハ	要	多	レ	明	擴	乙	レ	カ
然	條	求	レ	確	確	張	レ	レ	故
レ	所	乙	辭	定	十	乙	ソ	レ	レ
乙	ノ	レ	細	乙	レ	レ	得	レ	レ
本	一	ソ	乙	レ	物	所	レ	レ	レ
如	不	得	規	乙	レ	レ	規	レ	レ
条	法	レ	定	レ	レ	レ	定	レ	レ
件	乙	干	乙	レ	レ	レ	マ	レ	レ
二	レ	物	レ	所	レ	レ	レ	レ	レ
休	カ	乙	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ
ノ	故	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ
ハ	レ	フ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ
少	存	ト	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ

日  
 甲  
 是  
 ソ  
 量  
 想  
 乙  
 乙  
 片  
 中  
 人  
 最  
 三  
 定  
 際  
 一  
 年  
 滿  
 一  
 乙

問  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
九  
十  
十一  
十二  
十三  
十四  
十五  
十六  
十七  
十八  
十九  
二十

己	殺	ト	名	二	二	法	相	不	己
之	ソ	點	事	一	揚	律	殺	五	ク
ノ	禁	不	者	し	ク	ソ	ソ	法	例
新	シ	ス	ノ	下	ル	以	禁	律	加
定	ス	ル	台	方	ル	テ	セ	者	ニ
ニ	ル	ト	意	五	リ	法	リ	ノ	屬
ル	場	ソ	ソ	百	故	上	レ	ハ	ニ
ソ	台	ハ	以	二	ハ	人	ト	為	ル
要	ニ	ハ	ソ	十	其	相	ソ	事	ノ
又	於	二	相	六	理	殺	要	者	規
是	テ	知	殺	余	由	ソ	之	ノ	定
レ	ハ	照	ソ	ソ	ハ	禁	二	台	マ
亦	裁	不	禁	參	其	シ	ハ	意	リ
相	判	ノ	ス	觀	故	ス	以	ソ	リ
殺	似	台	ル	二	ハ	ル	テ	テ	リ
ト	事	意	ハ	ハ	ソ	場	ハ	テ	リ
時	情	ソ	明	ハ	侯	台	ハ	テ	リ
節	ノ	以	至	ハ	テ	ハ	ハ	テ	リ
ト	斷	テ	ス	ハ	從	後	ハ	テ	リ
人	斷	相	ル	ハ	剛	後	ハ	テ	リ

己之ヲ新定  
ニルソ至  
是レ  
再相  
新上  
時  
新上  
人

間ニ  
極  
ニ  
一  
至  
ニ  
シ  
時  
初  
一  
極  
者  
決  
レ

ヲ  
豫  
ト  
之  
ヲ  
加  
意  
ス  
ル  
ヲ  
得  
サ  
ル  
毛  
ノ  
十  
又  
法  
律

上ノ  
相  
殺  
ニ  
用  
テ  
殺  
斃  
ス  
免  
カ  
ル  
ヲ  
得  
ル  
平  
當  
事  
者

之ヲ  
申  
立  
フ  
ル  
ト  
ク  
為  
テ  
明  
示  
ス  
ル  
事  
ニ  
テ

之ヲ  
加  
意  
ス  
ル  
ヲ  
得  
ル  
事  
元  
疑  
義  
ヲ  
示  
シ  
サ  
ル  
十

リ  
如  
シ  
ル  
場  
合  
ニ  
依  
テ  
一  
人  
斬  
定  
ス  
ル  
事  
難  
向

ソ  
生  
ス  
ル  
ト  
ア  
ル  
カ  
故  
ニ  
下  
ニ  
至  
ル  
之  
ヲ  
規  
定  
ス

ソ  
リ  
下  
知  
五  
百  
二  
十  
八  
条  
ヲ  
參  
照  
ス  
ル  
ニ

本  
条  
ハ  
法  
律  
上  
ノ  
相  
殺  
ニ  
必  
要  
ナ  
ル  
事  
件  
即

本  
条  
ハ  
法  
律  
上  
ノ  
相  
殺  
ニ  
必  
要  
ナ  
ル  
事  
件  
即

所  
一  
項  
依  
據  
者  
依  
據  
者  
乃  
也  
保  
証  
人  
之  
利  
權  
利  
之

之	本	リ	ノ	リ	ル	之	ソ	ノ	ナ
ソ	条	是	國	共	ル	テ	詳	為	二
法	ノ	ソ	條	同	要	依	察	ノ	箇
明	四	以	二	依	上	ノ	ニ	一	ノ
七	條	テ	休	務	方	依	規	員	依
シ	五	多	テ	者	上	務	定	担	務
	別	ノ	ハ	同	ノ	者	ニ	ニ	至
	レ	区	多	乃	上	自	之	分	タ
	ク	別	少	也	条	己	ソ	人	レ
	所	為	條	共	件	ハ	通	ノ	レ
	以	之	ノ	同	ノ	持	用	タ	レ
	之	上	據	依	據	シ	ハ	タ	レ
	レ	上	張	據	者	負	元	ル	レ
	テ	ノ	之	向	ハ	担	ノ	ソ	レ
	以	要	生	ニ	不	之	十	要	レ
	下	又	之	レ	可	レ	ノ	人	レ
	逐	是	ノ	所	分	然	ノ	条	件
	一	レ	十	所	二	リ	件	自	身



之  
以  
後  
也

开  
一  
項  
債  
權  
者  
債  
權  
者  
乃  
保  
証  
人  
之  
社  
會  
權  
利  
之

有  
之  
而  
之  
更  
之  
自  
之  
保  
証  
人  
之  
社  
會  
權  
利  
之

担  
工  
之  
主  
之  
債  
權  
者  
保  
証  
人  
之  
社  
會  
權  
利  
之

當  
之  
主  
之  
債  
權  
者  
保  
証  
人  
之  
社  
會  
權  
利  
之

者  
人  
債  
權  
者  
保  
証  
人  
之  
社  
會  
權  
利  
之

上  
自  
己  
人  
債  
權  
者  
保  
証  
人  
之  
社  
會  
權  
利  
之

濟  
ノ  
私  
債  
權  
者  
保  
証  
人  
之  
社  
會  
權  
利  
之

由  
下  
之  
力  
故  
之  
第  
一  
保  
証  
人  
之  
社  
會  
權  
利  
之

幣  
之  
力  
故  
之  
未  
之  
之  
社  
會  
權  
利  
之

リ  
テ  
ハ  
者  
然  
債  
權  
者  
ノ  
之  
之  
社  
會  
權  
利  
之

是  
儿  
元  
ノ  
ア  
リ  
至  
心  
直  
第  
者  
ハ  
保  
証  
人  
ヲ  
シ  
テ  
強  
ク

ハ	権	カ	レ	ニ	権	ハ	第	至	ル
ハ	者	ル	カ	権	者	ハ	三	ハ	ハ
債	ノ	所	ル	ノ	ハ	ハ	出	ハ	ト
務	保	ノ	ニ	相	補	ハ	場	債	能
ト	証	諾	至	殺	シ	主	言	務	ハ
相	人	果	ル	行	更	ハ	ハ	者	十
殺	ハ	ナ	ハ	ハ	ヲ	ハ	於	ノ	九
ハ	社	リ	レ	レ	ハ	債	ク	自	九
ハ	レ	テ	斯	重	債	務	相	ハ	ノ
カ	員	四	ノ	複	権	者	殺	ヲ	十
ヲ	担	他	如	又	ハ	保	ノ	担	リ
ナ	ハ	ノ	干	ハ	有	左	行	ハ	テ
ル	ハ	理	ハ	ハ	シ	保	ハ	ハ	ハ
ノ	所	由	到	ハ	ハ	証	ハ	ハ	保
理	ノ	ハ	致	ハ	ハ	人	ハ	ハ	証
由	物	ハ	認	ハ	場	ト	ハ	ハ	ハ
ハ	ヲ	ハ	ハ	諾	言	ハ	ハ	ハ	ハ
ハ	以	高	可	果	ハ	回	ハ	ハ	債
ハ	テ	土	カ	ヲ	於	購	ハ	ハ	権
ハ	主	債	ヲ	受	テ	ハ	ハ	ハ	ハ

之  
ハ  
僅  
勢  
ト  
概  
裁  
之  
ハ  
カ  
ラ  
サ  
ル  
ノ  
理  
由  
ト  
シ  
ル  
ニ  
シ  
テ

是  
ル  
ニ  
シ  
テ  
ノ  
マ  
リ  
蓋  
シ  
僅  
勢  
者  
ハ  
保  
証  
人  
ト  
シ  
テ  
強  
ク

ヲ  
自  
己  
ノ  
為  
ト  
シ  
テ  
承  
認  
セ  
シ  
ム  
ル  
ニ  
シ  
テ  
能  
ハ  
ズ  
然  
ル

ニ  
相  
殺  
シ  
認  
ム  
ル  
ハ  
キ  
ハ  
蓋  
シ  
テ  
無  
効  
ト  
シ  
テ  
認  
ム  
ル  
ニ

外  
ノ  
ノ  
ノ  
蓋  
シ  
保  
証  
人  
ノ  
強  
制  
シ  
テ  
僅  
勢  
者  
ノ  
為  
ト  
シ  
テ

謂  
也  
シ  
ル  
ノ  
權  
ヲ  
拒  
ス  
ル  
者  
ハ  
獨  
リ  
僅  
勢  
者  
ノ  
權  
者  
ノ  
ニ

加  
之  
僅  
勢  
者  
無  
權  
利  
ヲ  
行  
フ  
ニ  
由  
リ  
テ  
猶  
ホ  
保  
証  
人  
ノ

章  
ニ  
定  
ム  
ル  
所  
ノ  
条  
件  
乃  
ヒ  
制  
限  
ト  
シ  
テ  
之  
ト  
シ  
テ

之  
ニ  
及  
シ  
僅  
勢  
者  
主  
ト  
シ  
テ  
僅  
勢  
者  
ト  
シ  
テ  
自  
ラ  
蓋  
シ

之  
ニ  
及  
シ  
僅  
勢  
者  
主  
ト  
シ  
テ  
僅  
勢  
者  
ト  
シ  
テ  
自  
ラ  
蓋  
シ

之  
ニ  
及  
シ  
僅  
勢  
者  
主  
ト  
シ  
テ  
僅  
勢  
者  
ト  
シ  
テ  
自  
ラ  
蓋  
シ

夏相  
こ  
り  
こ  
ト  
キ  
ハ  
爾  
後  
其  
究  
生  
ソ  
止  
ル  
人

執	元	的	相	任	心	為	船	二	キ
行	ノ	ノ	執	意	托	ノ	ノ	ル	ハ
ハ	十	区	ノ	上	ヲ	申	方	二	保
シ	ル	別	法	ノ	ハ	立	法	ト	私
相	ト	レ	律	元	世	フ	ハ	リ	人
互	十	止	上	ノ	相	ル	保	得	ハ
レ	ハ	マ	十	ト	執	ソ	証	何	諸
利	二	マ	ル	二	法	得	人	ト	佐
息	箇	ク	レ		律	ハ	日	十	務
ノ	ノ	蓋	任		上	元	リ	レ	者
負	佐	シ	意		ノ	ノ	自	ハ	ノ
担	務	相	上		元	十	己	佐	名
シ	共	執	十		ノ	レ	ノ	務	ソ
又	立	二	ル		二	ハ	更	ソ	以
ハ	二	レ	ハ		能	十	責	テ	テ
一	ノ	テ	ハ		二	リ	ソ	陪	相
方	十	テ	ハ		二	但	亦	威	殺
レ	者	テ	ハ		二	以	ハ	二	ソ
之	然	上	理		二	場	ル	一	社
ソ	相	人	備		二	台	力	年	抗

執行ハシ相立ニ  
利息ノ負担シ又ハ一方ニ之ヲ

負擔ニシテリ  
トキハ爾後其發生ノ正ルハ人

ナリ然ルニ之ニ  
相殺ノ任意上又モナリ

トキハ之ヲ  
相抗シタル日ヨリ始メテ利息ノ止

ハルニ是キニ  
其効力ハ既に  
消テナリ

ナリ不  
五五  
一  
条ノ参觀  
ニシテ債權者

保人  
トシテ更  
三  
自  
テ其勞ノ負擔  
ニシテ

保人  
自  
之  
以テ之ニ  
相殺ノ相抗  
之ニ

以テ  
一  
其  
名  
以テ  
相殺ノ相抗  
ニ

場  
官  
比  
ト  
其  
内  
一  
差  
異  
ノ  
存  
ニ  
アリ  
即チ

保人  
自  
己  
ノ  
名  
ヲ  
以  
テ  
相  
殺  
ノ  
相  
抗  
ス  
ル  
場  
官  
ニ



人得礼人  
礼送  
受  
之  
二  
对  
一  
修  
修  
以  
要  
九  
二

ル  
フ  
得  
一  
キ  
ト  
キ  
二  
美  
一  
端  
十  
三  
相  
較  
一  
ル  
一  
ル  
一  
ル

モ  
ノ  
ト  
一  
人  
其  
修  
權  
ト  
至  
タ  
ル  
修  
修  
ト  
フ  
相  
較  
シ  
タ

勿  
論  
係  
ル  
人  
其  
修  
權  
ト  
至  
タ  
ル  
修  
修  
ト  
フ  
相  
較  
シ  
タ

心  
ト  
キ  
ハ  
自  
己  
ノ  
費  
用  
ト  
修  
修  
ト  
フ  
相  
較  
シ  
タ

自  
己  
ノ  
修  
權  
ヲ  
失  
ヒ  
以  
テ  
修  
修  
ト  
フ  
相  
較  
シ  
タ

修  
修  
者  
ト  
社  
心  
扣  
償  
權  
ヲ  
有  
ス  
一  
シ

所  
之  
項  
連  
帶  
ノ  
事  
タ  
ル  
未  
タ  
至  
ト  
シ  
テ  
之  
ヲ  
規  
定  
シ

タ  
ル  
条  
項  
ア  
ラ  
ナ  
リ  
シ  
カ  
故  
ト  
未  
タ  
其  
混  
淆  
ノ  
性  
質

ア  
ル  
二  
ト  
フ  
從  
明  
セ  
ナ  
リ  
シ  
カ  
故  
ト  
未  
タ  
其  
混  
淆  
ノ  
性  
質

場  
合  
ト  
修  
修  
者  
ノ  
及  
ボ  
ス  
カ  
一  
ト  
リ  
柳  
也  
連  
帶  
修  
修  
者





連帶保証人  
 一人  
 二人  
 三人  
 四人  
 五人

勞	告	サ	ラ	ク	ル	ル	右	之	為
ノ	ハ	シ	ト	ニ	ニ	ハ	ハ	ト	シ
全	權	心	ヲ	一	女	容	二	力	ス
款	者	ノ	勞	一	ノ	易	明	十	ル
ニ	上	恒	少	ノ	十	十	レ	力	ハ
行	其	勞	負	恒	ノ	三	レ	十	カ
相	其	者	担	概	ノ	二	レ	レ	十
轉	同	ノ	二	者	連	蓋	レ	レ	ノ
ノ	恒	一	レ	帶	帶	レ	レ	レ	者
行	勞	人	=	恒	恒	レ	レ	レ	ノ
ハ	者	ノ	者	勞	勞	レ	レ	レ	者
レ	ノ	訴	相	者	ノ	二	レ	レ	ノ
レ	一	息	殺	ノ	一	箇	レ	レ	者
レ	人	レ	ノ	一	人	ノ	レ	レ	ノ
レ	上	レ	原	レ	二	場	レ	レ	者
レ	ノ	レ	因	=	補	台	レ	レ	ノ
レ	同	レ	ノ	レ	レ	ノ	レ	レ	者
申	二	レ	有	レ	レ	規	レ	レ	者
直	條	レ	セ	更	レ	定	レ	レ	者
		レ				レ	レ	レ	者

外心休テハ保証人ノ位置ヲ有スルモノナリカ

ト以テ全ク其証人ノ結果ヲ被ルニトシ得之蓋

ニ其場合ニ於テ全部ノ相殺ヲ申立ツルニトシ

許工トキハ相殺ノ原因ヲ有スル極勢者ニシテ

非済ノ立替ツ向接ニ負担セシムルニトシテ

然ルニ其権利ヲ有スル者ハ独リ極勢者ノニシ

ニテ極勢者ハ其証人ノ為ル極勢者中何

ムナリト瓦云フ撰取シ之ニ相手取ルニ用テ

ムツシク并濟ノ立替ツ為サシムルニ得ルニ自

餘ノ極勢者ハ其権利ヲ有セザルニテ

是ノ要ク自心共同極勢者ハ自己ノ負担部分以

是  
ソ  
學  
ケ  
ル  
共  
同  
位  
置  
者  
ハ  
自  
己  
ノ  
負  
担  
部  
分  
以

外  
ニ  
依  
テ  
ハ  
保  
証  
人  
ノ  
位  
置  
ヲ  
有  
ス  
ル  
モ  
ノ  
十  
九  
カ

故  
ニ  
本  
条  
第  
一  
項  
ニ  
依  
リ  
自  
己  
ノ  
名  
義  
ヲ  
以  
テ  
相  
較

ソ  
申  
立  
フ  
ル  
ニ  
能  
ハ  
ス  
ル  
モ  
ノ  
十  
九  
然  
レ  
モ  
該  
債

務  
者  
ノ  
部  
分  
ニ  
依  
リ  
ハ  
相  
較  
ソ  
申  
立  
フ  
ル  
ニ  
得

何  
レ  
ト  
シ  
テ  
ハ  
其  
部  
分  
ヲ  
該  
債  
務  
者  
自  
己  
ノ  
為  
メ  
主

ト  
シ  
テ  
ハ  
之  
ノ  
負  
担  
ニ  
モ  
ノ  
十  
九  
ト  
シ  
テ  
ハ  
十  
九

不  
二  
債  
權  
者  
全  
部  
者  
ノ  
一  
ノ  
相  
較  
ノ  
原  
因  
ヲ  
有

二  
ノ  
債  
務  
者  
ノ  
所  
在  
ニ  
自  
己  
ノ  
本  
ハ  
其  
所  
在  
ノ  
受  
ク

二  
ノ  
債  
務  
者  
ノ  
情  
モ  
自  
己  
ノ  
單  
一  
ノ  
債  
務  
者  
ノ  
リ  
ト  
シ  
時

ノ  
如  
ク  
相  
較  
ソ  
申  
立  
フ  
ル  
ニ  
得  
ス  
ル  
モ  
ノ  
十  
九

ノ  
如  
ク  
相  
較  
ソ  
申  
立  
フ  
ル  
ニ  
得  
ス  
ル  
モ  
ノ  
十  
九

依勢者之利也其性局義勢之任中負担之

一 資格の取上り  
一 資格の取上り  
一 資格の取上り  
一 資格の取上り  
一 資格の取上り  
一 資格の取上り  
一 資格の取上り  
一 資格の取上り  
一 資格の取上り  
一 資格の取上り

一 権力の依勢  
一 権力の依勢  
一 権力の依勢  
一 権力の依勢  
一 権力の依勢  
一 権力の依勢  
一 権力の依勢  
一 権力の依勢  
一 権力の依勢  
一 権力の依勢

一 一之州之何上り  
一 一之州之何上り  
一 一之州之何上り  
一 一之州之何上り  
一 一之州之何上り  
一 一之州之何上り  
一 一之州之何上り  
一 一之州之何上り  
一 一之州之何上り  
一 一之州之何上り

一 証意の受入  
一 証意の受入  
一 証意の受入  
一 証意の受入  
一 証意の受入  
一 証意の受入  
一 証意の受入  
一 証意の受入  
一 証意の受入  
一 証意の受入

一 勢の負担  
一 勢の負担  
一 勢の負担  
一 勢の負担  
一 勢の負担  
一 勢の負担  
一 勢の負担  
一 勢の負担  
一 勢の負担  
一 勢の負担

一 依権の依勢  
一 依権の依勢  
一 依権の依勢  
一 依権の依勢  
一 依権の依勢  
一 依権の依勢  
一 依権の依勢  
一 依権の依勢  
一 依権の依勢  
一 依権の依勢

一 得入元ノ上り  
一 得入元ノ上り  
一 得入元ノ上り  
一 得入元ノ上り  
一 得入元ノ上り  
一 得入元ノ上り  
一 得入元ノ上り  
一 得入元ノ上り  
一 得入元ノ上り  
一 得入元ノ上り

一 二之三既終  
一 二之三既終  
一 二之三既終  
一 二之三既終  
一 二之三既終  
一 二之三既終  
一 二之三既終  
一 二之三既終  
一 二之三既終  
一 二之三既終

一 連帯依勢者  
一 連帯依勢者  
一 連帯依勢者  
一 連帯依勢者  
一 連帯依勢者  
一 連帯依勢者  
一 連帯依勢者  
一 連帯依勢者  
一 連帯依勢者  
一 連帯依勢者

一 依勢者  
一 依勢者  
一 依勢者  
一 依勢者  
一 依勢者  
一 依勢者  
一 依勢者  
一 依勢者  
一 依勢者  
一 依勢者

八  
 一 債 務 者 ソ シ  
 二 債 務 者 ソ シ  
 三 債 務 者 ソ シ  
 四 債 務 者 ソ シ  
 五 債 務 者 ソ シ  
 六 債 務 者 ソ シ  
 七 債 務 者 ソ シ  
 八 債 務 者 ソ シ

ル	レ	ニ	元	者	ハ	ヲ	不	際	債
ソ	ソ	債	本	ノ	部	上	三	ノ	務
得	一	本	法	ノ	部	一	項	ノ	者
一	本	部	人	ノ	部	者	債	ノ	ソ
本	部	カ	部	ノ	者	一	務	ノ	シ
毛	部	カ	部	ノ	者	人	者	ノ	其
ノ	以	ノ	部	ノ	者	十	連	ノ	性
上	外	ノ	部	ノ	者	儿	帶	ノ	局
定	二	一	債	ノ	者	元	債	ノ	義
十	体	ノ	務	ノ	者	連	權	ノ	務
分	ヲ	ノ	者	ノ	者	帶	之	債	二
ノ	元	ノ	其	ノ	者	債	行	中	何
	留	債	債	ノ	者	務	ク	取	カ
	出	者	務	ノ	者	ノ	ノ	上	カ
	相	白	者	ノ	者	担	ヲ	得	カ
	殺	心	其	ノ	者	シ	ノ	得	カ
	ソ	債	債	ノ	者	ノ	ノ	得	カ
	社	務	權	ノ	者	ノ	ノ	得	カ
	坑	者	ノ	ノ	者	ノ	ノ	得	カ
	乙	ノ	全	ノ	者	ノ	ノ	得	カ
		額	款	ノ	者	ノ	ノ	得	カ

心  
所  
自  
己  
部  
分  
二  
超  
過  
心  
相  
較  
一  
原  
因  
之  
創

代	平	二	干	子	干	二	リ	相	此
理	ヤ	於	場	債	ノ	心	蓋	互	結
心	農	テ	合	務	イ	二	シ	代	果
債	在	ハ	二	ノ	且	ト	各	理	ノ
權	疑	全	於	負	債	少	各	ノ	レ
者	以	部	テ	担	梳	得	運	性	運
ノ	答	ノ	世	レ	者	只	帶	質	帶
二	レ	相	債	之	ノ	其	債	心	其
一	二	較	梳	力	一	利	者	松	同
ノ	是	ノ	者	為	レ	益	ハ	考	債
心	三	為	自	大	債	ノ	實	フ	梳
ノ	依	大	否	相	務	自	際	レ	者
世	テ	訴	債	較	者	餘	全	レ	ノ
債	之	梳	務	ノ	二	ノ	部	レ	互
梳	之	破	者	対	林	者	ノ	脚	レ
一	觀	却	ノ	抗	毛	心	糸	下	授
年	レ	セ	所	セ	更	分	論	ノ	受
年	大	テ	途	心	子	要	ノ	明	レ
有	相	九	心	一	二	又	領	力	心
二	互	一	一	一	白	一	受	十	心



者  
可  
和  
十  
六  
八  
契  
切  
一  
案  
件  
分  
元  
二  
上  
界  
元  
多  
少

權	一	運	リ	元	值	ハ	二	一	二
者	二	世	附	ノ	權	正	比	二	二
ノ	三	帶	然	十	者	過	レ	三	レ
之	工	恆	心	ル	ノ	者	一	レ	レ
二	其	勢	心	カ	相	レ	常	概	立
社	世	者	心	故	互	惟	備	不	法
工	此	向	元	レ	代	廿	系	運	者
レ	意	在	ノ	五	理	八	十	端	恆
信	上	ス	レ	二	人	少	レ	恆	樹
用	又	ハ	謂	交	固	知	利	樹	者
厚	ノ	其	ハ	方	可	ル	益	者	ノ
力	年	運	ハ	信	其	二	ノ	向	意
ヲ	九	帶	八	用	任	足	國	レ	思
廿	十	姓	可	少	意	レ	係	レ	少
八	十	之	力	置	二	一	了	運	解
レ	十	法	ヲ	十	出	レ	レ	帶	缺
用	十	律	二	分	ヲ	二	二	恆	心
了	十	上	然	レ	分	二	二	勢	分
恆	元	元	レ	二	元	運	帶	者	元
樹	元	元	二	因	元	帶	者	向	元



權者一之  
 村  
 工  
 信  
 用  
 學  
 力  
 乃  
 廿  
 八  
 二  
 田  
 子  
 恆  
 操

者  
 可  
 求  
 十  
 六  
 人  
 契  
 約  
 一  
 案  
 件  
 九  
 二  
 七  
 眾  
 九  
 多  
 子

之  
 以  
 爲  
 緒  
 也  
 十  
 七  
 一  
 鐵  
 的  
 二  
 七  
 能  
 八  
 十  
 二  
 周  
 已

以  
 得  
 之  
 的  
 乃  
 二  
 十  
 七  
 小  
 也  
 二  
 是  
 恆  
 概

者  
 向  
 在  
 八  
 相  
 互  
 代  
 理  
 一  
 勤  
 力  
 斯  
 一  
 如  
 一  
 廣  
 十  
 所

以  
 十  
 一  
 一  
 恆  
 一  
 一  
 一  
 一  
 一  
 一  
 一  
 一  
 一  
 一  
 一

分  
 四  
 項  
 不  
 可  
 分  
 恆  
 一  
 國  
 一  
 相  
 一  
 規  
 一  
 同  
 一  
 同  
 種

一  
 恆  
 一  
 一  
 一  
 一  
 一  
 一  
 一  
 一  
 一  
 一  
 一  
 一  
 一

是  
 一  
 比  
 二  
 一  
 較  
 一  
 一  
 十  
 一  
 所  
 一  
 善  
 一  
 相  
 一  
 一

一  
 一  
 一  
 一  
 規  
 一  
 一  
 一  
 一  
 一  
 一  
 一  
 一  
 一  
 一

一  
 一  
 何  
 一  
 一  
 一  
 相  
 一  
 一  
 一  
 一  
 一  
 一  
 一  
 一  
 一

工  
ト  
少  
修  
是  
心  
云  
ソ  
説  
明  
セ  
ル  
相  
較  
ノ  
行  
人  
ル  
一  
キ

負担	負担	リ	以	工	者	ハ	必	二	以
工	工	不	三	ル	ノ	ハ	工	不	工
ノ	ノ	可	以	少	在	金	任	可	代
所	所	分	下	要	回	錢	意	分	替
ノ	ノ	十	順	工	之	ノ	上	修	し
場	場	人	次	元	多	日	ノ	勞	得
合	合	金	口	場	し	的	不	二	一
ニ	分	錢	者	台	目	上	可	し	年
シ	二	ノ	者	二	的	工	分	ノ	毛
三	多	修	ノ	限	ハ	修	修	ノ	工
相	ノ	務	意	ル	ハ	勞	限	代	ル
較	修	分	思	九	因	二	ハ	替	ソ
ノ	多	一	ハ	十	不	シ	評	し	要
行	修	多	即	シ	可	ノ	力	得	工
人	者	ノ	ケ	ハ	分	其	シ	一	工
ル	ニ	修	合	十	二	一	之	年	ノ
一	社	務	意	リ	三	箇	ノ	一	十
キ	シ	者	工	是	行	修	言	ハ	九



当り述へたる所と同十一リ

上	一	之	依	第	又	以	錯	廿	所
異	限	少	勢	者	依	新	局	凡	一
十	凡	我	者	ノ	權	舊	毫	カ	无
三	二	我	ノ	權	者	元	元	故	ノ
五	上	之	權	一	直	按	按	先	上
其	始	人	ハ	人	接	ハ	受	ハ	同
理	テ	ハ	皇	ノ	一	ハ	也	ハ	一
由	依	ハ	十	詭	相	ハ	廿	金	ノ
ハ	勢	得	相	追	殺	ハ	凡	鍊	性
前	ノ	ハ	殺	レ	ハ	ハ	ノ	ハ	質
二	建	ハ	ハ	レ	原	單	其	ノ	抑
次	帶	其	我	キ	因	十	ハ	更	即
ノ	十	同	云	ハ	有	凡	三	ハ	々
後	上	依	一	祿	セ	二	之	之	金
明	キ	勢	レ	吾	廿	如	ハ	ハ	鍊
二	於	者	上	亦	ハ	力	ハ	得	ハ
凡	レ	ノ	美	其	他	ハ	ハ	ハ	外
二	凡	部	元	其	ハ	十	ハ	ハ	ハ
		分	其	同	依	十	ハ	ハ	ハ

右翼  
天  
下  
不  
可  
理  
由  
前  
二  
次  
の  
後  
則  
之  
ル  
ニ

当  
リ  
述  
ヘ  
ク  
ル  
所  
ト  
同  
一  
ナ  
リ

亦  
二  
台  
意  
ヲ  
因  
リ  
不  
可  
争  
ナ  
ル  
金  
銭  
ノ  
債  
務  
ニ  
非  
ズ

ハ  
債  
權  
者  
數  
多  
アリ  
テ  
其  
ノ  
一  
人  
債  
務  
者  
ニ  
非  
シ  
更  
テ

ニ  
金  
銭  
ヲ  
買  
取  
シ  
テ  
ト  
セ  
ル

此  
場  
合  
ニ  
於  
テ  
該  
債  
權  
者  
所  
追  
フ  
テ  
ル  
ト  
キ  
ハ

債  
務  
者  
之  
ニ  
相  
殺  
シ  
テ  
抗  
ス  
ル  
ヲ  
得  
テ  
キ  
ヤ  
毫  
モ  
疑

リ  
容  
レ  
ズ  
是  
ヲ  
以  
テ  
双  
方  
ノ  
債  
務  
之  
力  
為  
メ  
全  
ク  
相

殺  
ス  
ル  
ニ  
至  
ル  
ト  
ア  
ル  
一  
シ

然  
レ  
モ  
自  
餘  
ノ  
債  
權  
者  
ノ  
一  
人  
所  
追  
フ  
テ  
ル  
ト

キ  
ハ  
債  
權  
者  
之  
レ  
ハ  
債  
務  
者  
之  
所  
追  
フ  
テ  
ル  
債  
務  
者  
ノ

権者  
全部  
並  
満  
シ  
領  
受  
シ  
以  
テ  
債  
務  
者  
ヲ  
シ  
テ

キ	説	事	ノ	相	ニ	レ	ハ	并	負
ノ	明	ソ	不	較	於	ク	債	抗	担
理	ス	證	免	行	テ	全	務	ス	シ
由	ル	明	命	ハ	一	部	ノ	ル	シ
一	所	ス	十	ル	相	ノ	債	ノ	ル
ノ	ノ	ル	ト	可	互	相	権	得	債
多	場	ニ	ニ	ハ	代	較	者	ル	権
ク	合	名	基	ヲ	理	ノ	向	ニ	者
シ	ニ	リ	ヲ	サ	充	認	連	是	ノ
加	於	テ	非	ル	分	ノ	帯	キ	部
フ	テ	テ	難	ニ	ア	リ	ス	ル	分
ル	人	及	ハ	似	ア	テ	ル	カ	ニ
モ	全	敷	嘗	ク	ル	蓋	場	如	限
ノ	部	シ	テ	ク	ト	シ	言	シ	リ
十	相	テ	債	上	カ	不	於	然	原
リ	較	テ	務	是	故	可	テ	シ	告
蓋	シ	加	ノ	モ	テ	分	ル	ル	ニ
シ	認	之	免	此	全	ノ	ト	本	相
各	ム	茲	除	代	部	場	同	法	較
債	一	ニ	ノ	理	ノ	言	同	債	シ

キノ理由  
ノ多ク  
加フ  
ルモ  
ナリ  
蓋シ  
各債

権者ハ全部ノ年満シ  
領受シ以テ債務者ツレテ

出義務ツ免カレシ  
唯後ニ至リ自餘ノ債務者

利益ツ劣業ニル  
要スルノニ然ルニ債權者

ノ一人更ニ債務者ニ  
科シ自ラ義務ツ負担ス

ルニ至リタルトキハ  
價額ツ領受シ之

ルニノニシテ而シテ  
其場合ニ於テハ債權者

ノ得一千元ノト同性  
質ノ物昂ク金銭ツ受ケル

白人凡ノナリ然ニハ  
別ク債權者ハ期限ニ先ク

債權ノ實際ノ年満  
シ受ケタルト臺モ異ナルニ

トナシト謂ハサ  
ル可カラズ

リ此並ニ付テハニ云ノ段明ク初ニリ以テ充分

確	十	三	レ	本		規	事	働	是
十	リ	箇	レ	条		定	二	方	ソ
八	其	ノ	心	乃		シ	十	二	以
ニ	性	主	ハ	七		設	十	十	三
ト	質	人	カ	以		ケ	九	九	本
ナ	レ	性	ガ	下		ク	八	八	法
セ	ハ	質	ノ	二		ク	七	七	人
要	何	ハ	徳	条		ノ	六	六	者
ホ	ソ	質	ノ	上		ノ	五	五	者
ニ	曰	ハ	具	法		ノ	四	四	ノ
ル	ハ	人	備	律		ノ	三	三	意
ク	ク	規	云	上		ノ	二	二	思
得	代	定	レ	ノ		ノ	一	一	之
一	替	シ	云	相		ノ	十	十	用
十	工	場	ト	較		ノ	九	九	ノ
ニ	一	ク	ク	シ		ノ	八	八	受
ト	十	ル	ク	レ		ノ	七	七	方
是	二	セ	ク	ク		ノ	六	六	又
レ	十	ル	ク	ク		ノ	五	五	ノ
十	明	ノ	ク	ク		ノ	四	四	レ



種十八  
二上  
九七  
要  
九二  
ル  
ソ  
得  
一  
二  
上  
是  
し  
十

リ  
此  
並  
二  
行  
三  
ハ  
二  
三  
ノ  
後  
明  
ソ  
初  
二  
リ  
以  
テ  
充  
分

十  
リ  
上  
二

日  
ソ  
日  
用  
品  
及  
ヒ  
商  
品  
ニ  
シ  
テ  
年  
端  
ソ  
為  
二  
一  
中  
地

市  
ノ  
市  
場  
實  
ニ  
於  
テ  
公  
認  
シ  
ル  
相  
場  
ア  
ル  
物  
ハ  
容

易  
ノ  
金  
銀  
ノ  
交  
換  
ス  
ル  
ソ  
得  
ル  
力  
故  
ニ  
金  
銀  
上  
同  
一

視  
ス  
ル  
ソ  
得  
一  
キ  
モ  
ノ  
ナ  
リ  
又  
右  
者  
事  
者  
金  
銀  
ソ  
有

二  
ル  
ト  
キ  
ハ  
即  
時  
必  
要  
ナ  
ル  
是  
等  
ノ  
日  
用  
品  
ソ  
得  
ル

二  
ト  
容  
易  
ナ  
リ  
ト  
ス

然  
レ  
モ  
日  
用  
品  
ト  
金  
銀  
ト  
ソ  
同  
一  
視  
ス  
ル  
モ  
之  
ソ  
柱

端  
ニ  
通  
用  
ス  
可  
カ  
ラ  
ズ  
故  
ニ  
相  
殺  
ス  
處  
ス  
ル  
場  
合  
ノ

品  
 之  
 加  
 之  
 日  
 用  
 品  
 上  
 金  
 錢  
 上  
 之  
 相  
 較  
 之  
 上  
 之  
 日  
 用

外 日 用 品 之 買 担 之 一 年 之 金 錢 之 交 付 之 以	之 義 幣 之 買 カ ル 之 上 能 ハ 之 又 金 錢 之 買 担 之 上	者 ハ 債 權 者 ノ 義 債 之 得 ス ル 日 用 品 之 附 與 シ	以 之 義 債 之 買 カ ル 之 上 得 ス ル 金 錢 ハ 一 之 其	之 字 上 之 事 者 ノ 共 通 ノ 意 思 ニ 從 ヒ 履 行 セ カ ル	可 カ ラ 廿 八 元 ノ 十 リ 但 特 ニ 相 較 ノ 場 合 ニ 於 テ	ハ 法 律 上 同 時 ニ 債 務 ノ 上 之 容 易 之 消 滅	セ ル 上 之 カ 者 ノ 相 場 所 ノ 上 之 痛 苦 上 之 金 錢 上 之 相	較 シ 認 メ 共 相 較 者 然 行 ハ ル 一 キ 元 ノ 上 之 上 ル	ノ 上 之 加 之 日 用 品 上 之 金 錢 上 之 相 較 之 上 之 日 用
--	--	---	---	--	--	---	--	--	---

之

一ノ加之日用金銀トトチ換替スルハ其日用

品ノ定期供與ノ名義ニシテ負擔スルニシテ要

ス例一ハハ作人金銭ニシテ拂フトキ借債ノ外尚

ホ若干ノ米穀薪炭油等ヲ負擔スルトキ又一其

耕作スル土地ニ於テ收穫スル果實ノ一部分ヲ借

貸人ニ拂フ一キトキ貸借人更ニ明確ニシテ

要スルニシテ得ハキ金銭ノ使權ヲ貸借人ニ移シ

取得スルハトキ人自己ノ使權ト借貸人ノ使權

トシテ差異シ余尚スルノ責マリ又自己ノ使權ヲ

キ所多キトキハ其超過額ヲ請ホスルノ權利ヲ

有スルニシテ別キニ

二 於 下 八 証 供 裝 一 依 機 者 一 依 裝 物 一 理 物 一 一

予 定 期 供 裝 一 圖 二 八 二 此 十 七 一 相 殺 行 八 八 一

二 十 十 二 十 是 一 白 七 八 所 以 一 依 案 件 十 七 十 八

二 一 日 用 品 一 靈 寶 一 於 一 八 靈 渡 物 代 價 十 相 殺

二 一 一 十 一 一 至 一 一 一 十 一 宣 一 賣 買 契

契 一 用 一 一 箇 一 義 務 一 完 生 七 一 一 一 一 一 一

直 一 一 之 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

是 一 一 定 期 一 一 供 裝 一 一 為 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

用 品 一 一 金 錢 一 一 相 殺 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

一 一

殺 一 一 認 一



ソ決工一キヤ至当十リ

第五頁二十三條

凡ソ債務ハ其一切ノ原素即チ受ケ方及ビ働キ

テ	同	キ	此	斯	氏	レ	体	方	凡
ハ	題	ヤ	場	ノ	法	ハ	様	ノ	ソ
相	モ	電	合	如	律	真	先	主	債
殺	下	モ	ニ	ク	ニ	ニ	ビ	客	務
ニ	モ	疑	於	完	於	明	ニ	原	ハ
闕	ニ	ヒ	テ	全	テ	確	履	因	其
シ	至	ク	ハ	ニ	ハ	ナ	行	目	一
敢	リ	容	債	明	債	ル	ノ	的	切
テ	規	ル	權	確	務	モ	場	其	ノ
之	定	可	者	ナ	ノ	ト	所	目	原
ヲ	ス	カ	及	ル	相	ト	等	的	素
論	ル	ラ	ヒ	ヲ	殺	云	明	物	即
ス	所	ス	債	必	行	フ	瞭	ノ	テ
ル	ア	又	務	要	ナ	コ	ナ	分	受
ノ	リ	期	者	ト	ハ	ト	ル	量	ケ
必	金	限	確	セ	ル	ヲ	ト	及	方
要	費	ニ	實	ス	ノ	得	キ	ビ	及
ナ	ニ	闕	ナ	且	カ	ス	ニ	品	ビ
キ	至	ス	ル	支	為	然	非	質	働
ヲ	リ	ル	ハ	レ	メ	レ	カ	其	キ

金費

是し  
固ヨリ然  
ルベキ所ナリト云フベシ何トナ

必要トセズ	本條ハ當事者是等ノ原素ヲ知リテ足ル	スルモノナリ	リトス其品質中ニ包含	目的物ノ性質及ヒ分量ノ的確ナルヲ以テ足シ	ニ賞心價値ヲ明瞭ニ示スル者ニシテ其成立ニ其	以テ附隨ノ結果ヲ生スルハ之ヲ以テ相殺ノ點	所ノ影響極大ナリ僅カニ下ニ説明スル所	ルノ弁濟ノ場所ニ至リテ其相殺ニ及ボス	概則ト爲ス下ニ指示スル所ノ二三ノ例外
-------	-------------------	--------	------------	----------------------	-----------------------	----------------------	--------------------	--------------------	--------------------



必要トセズ品五二  
 確定ナルヲ以テ足レリ  
 トセリ

り	他	々	テ	ル	ケ	争	モ	レ	是
	ノ	ラ	々	コ	ル	訟	ノ	ハ	シ
	当	サ	ル	ト	モ	ニ	ナ	相	固
	事	ル	モ	ナ	ノ	概 <sup>律</sup>	レ	殺	ヨ
	者	ヲ	ノ	ル	ニ	カ	ハ	ハ	リ
	ニ	保	ナ	ヤ	非	ル	ナ	当	然
	損	ス	リ	キ	ズ	時	リ	事	ル
	害	可	ト	カ	是	ト	又	者	ヤ
	ヲ	カ	云	故	壘	虽	債	ノ	キ
	及	ラ	フ	ノ	ニ	モ	勢	不	所
	ホ	ス	ト	シ	其	未	ノ	知	ナ
	ス	而	虽	ナ	争	々	一	ニ	リ
	可	シ	モ	ラ	訟	之	箇	於	ト
	カ	ヲ	或	ス	ノ	办	差	テ	云
	ラ	其	ハ	又	其	為	リ	行	フ
	サ	錯	錯	其	意	メ	ハ	ナ	バ
	ル	誤	誤	善	之	相	二	ハ	シ
	カ	ノ	ノ	意	出	殺	箇	ル	何
	故	為	結	之	テ	ヲ	共	ベ	ト
	ナ	メ	果	出	々	妨	之	キ	ナ

第五百二十四條

裁判所 猶豫 期限 債務者 許與 債務者

弁償 爲ス 資力 市場 限ル 故ニ 弁償

濟シ 爲ス 困難 ナク 其資力 復スル 至リ

父ル 卜キ 最 早之ヲ シ 依然 恩惠 期限 利益

シ有セシムル 理由 非カレ 然リ 而シテ 債

智者 其資力 回復 利益 得ルニ 於テハ 如何

ナル 恩惠 期限 夫權 請求 得セシム 可カ

ラズト 雖モ 債務者 電 氏 自カ 出ス 所ナクシ

テ自然義務シ免カレ、シ揚ルトキハ之ヲシ

レ	條	四	一	ハ	レ	猶	幣	期	テ
メ	=	四	一	條	負	豫	者	限	自然
シ	掲	百	項	理	担	期	持	ノ	義
カ	出	七	ノ	=	ス	限	珠	利	務
為	レ	條	規	背	ル	ヲ	ノ	益	ヲ
メ	ヲ	四	定	反	所	得	恩	ヲ	免
ナ	ル	四	ア	ス	ノ	メ	典	失	カ
リ	ハ	号	ル	ト	モ	ル	=	十	ル
	相	=	所	謂	ノ	=	因	ハ	ル
	殺	掲	以	ハ	=	当	リ	レ	ヲ
	ノ	ケ	=	カ	并	リ	其	ハ	ヲ
	法	メ	レ	ル	備	債	債	ル	得
	則	リ	ヲ	可	シ	権	務	ヲ	ル
	ヲ	ト	其	カ	請	者	ノ	至	ト
	レ	虽	規	ラ	求	ヨ	并	当	メ
	テ	元	定	ス	ム	リ	備	ト	ハ
	テ	亦	メ	是	ル	自	ヲ	ス	之
	整	之	ル	レ	カ	己	為	殊	ヲ
	然	ヲ	既	本	如	=	ス	=	レ
	ヲ	本	=	條	キ	対	ノ	債	ヲ

ラ  
ス  
ト  
虽  
モ  
債  
務  
者  
免  
カ  
ル  
ハ  
ヲ  
得  
ル  
ト  
キ  
ハ  
之  
ヲ  
レ

又本條ハ債權ノ一箇解除條件附キルコト也

上	増	ラ	又	限	限	ハ	於	限	本
ノ	展	ス	當	ヲ	ヲ	凡	ケ	ニ	條
期	之	シ	由	許	ル	ハ	ル	付	ハ
限	其	ハ	債	與	コ	債	ト	干	債
ヲ	期	債	務	シ	ト	權	同	裁	務
リ	限	務	者	ヲ	シ	者	一	判	者
ト	ハ	者	ノ	ル	明	ノ	ノ	所	無
主	合	ハ	要	ノ	ラ	許	規	ノ	償
張	意	債	承	無	カ	與	定	許	ニ
ス	上	權	ニ	償	ニ	シ	ヲ	與	ヲ
ル	ノ	者	因	ナ	セ	タ	適	ニ	許
ヲ	元	自	リ	ル	ル	ル	用	ニ	與
得	ノ	カ	タ	ヲ	カ	期	ニ	ル	ニ
ハ	ニ	ラ	ル	以	ガ	限	タ	恩	タ
ケ	シ	好	コ	テ	ナ	ノ	リ	惠	ル
ル	テ	シ	ト	足	ナ	恩	其	上	恩
ハ	所	テ	ヲ	レ	リ	惠	無	ノ	惠
ナ	謂	期	要	リ	又	上	償	期	上
リ	權	限	ス	ト	其	ノ	ト	限	ノ
	判	ヲ	然	セ	期	期	謂	ニ	期

	レ	ル	リ	相	至	ヲ	ニ	場	又
	債	ト	條	殺	リ	得	固	合	本
第	權	キ	件	ヲ	テ	カ	シ	ヲ	條
五	者	ハ	ノ	防	ハ	ル	規	規	ハ
百	ハ	必	成	止	即	モ	定	定	債
二	其	ス	乾	セ	時	ノ	ス	シ	務
十	許	共	ニ	カ	ノ	十	ル	ヲ	ノ
五	追	相	因	ル	要	ル	所	リ	一
條	ノ	殺	リ	ヤ	求	カ	マ	其	箇
	權	モ	債	相	ヲ	故	ル	特	解
	利	希	務	相	防	ナ	ハ	二	除
	ヲ	共	解	カ	止	リ	該	停	條
	復	ニ	除	ナ	シ	然	新	止	件
	取	解	シ	リ	以	ル	務	條	附
	又	除	情	然	テ	ニ	ノ	件	○
	ハ	シ	滅	シ	ル	解	ル	附	十
	シ	相	ス	氏	カ	除	要	ノ	ル
		手	ル	後	故	條	求	ノ	工
		方	ニ	ニ	又	件	ス	新	ト
		々	至	至	又	ニ	ル	務	也

上	地
ノ	展
取	其
限	其
々	ノ
リ	ノ
ト	主
主	張
張	ス
ル	ノ
ヲ	ノ
得	ノ
ハ	ノ
ケ	ノ
シ	ノ
ハ	ノ
ナ	ノ
リ	ノ

あり  
 是  
 以  
 并  
 得  
 者  
 上  
 事  
 者  
 十  
 一  
 同  
 二  
 特  
 別  
 一

及	己	地	地	来	得	儿	或	同	二
己	亦	商	商	土	子	元	ハ	一	箇
領	情	場	業	地	儿	之	同	ノ	ノ
受	者	所	ノ	二	元	力	一	邦	債
者	二	如	盛	從	ノ	為	ノ	國	務
利	損	何	衰	力	二	メ	貨	二	同
益	害	二	二	レ	非	相	幣	於	一
ヲ	ヲ	從	因	之	ス	殺	ヲ	テ	ノ
得	加	力	リ	ヲ	ト	ヲ	以	テ	都
并	加	レ	金	得	レ	禁	テ	痛	市
情	ル	領	融	レ	メ	ス	テ	ス	又
者	ル	受	ノ	二	子	儿	情	ハ	同
損	二	者	緩	多	リ	ハ	ス	キ	一
失	上	ノ	漫	少	然	五	ハ	元	ノ
ヲ	ア	為	十	困	レ	怯	キ	ノ	一
被	リ	メ	儿	難	氏	其	元	二	府
ハ	或	利	ヲ	ア	金	宜	ノ	非	縣
ル	ハ	益	以	リ	錢	レ	二	テ	若
二	之	ヲ	テ	其	ハ	キ	非	ル	ク
ト	二	生	并	土	元	ヲ	テ	カ	ハ

又	地	ノ	ト	夕	口	然	ス	計	ア
レ	ノ	標	金	儿	異	リ		算	リ
二	間	準	錢	壹	二	而		即	是
及	二	銀	ト	業	ス	シ		ナ	シ
ハ	於	行	ノ	上	ル	テ		為	以
カ	ケ	ノ	比	是	二	本		換	テ
ル	ル	為	較	ク	因	條		料	并
元	取	換	價	ハ	リ	ノ		十	濟
ノ	引	料	額	經	金	場		ル	者
ト	二	其	上	濟	錢	合		元	ト
ス	及	他	二	上	ノ	二		ノ	當
只	ホ	總	及	ノ	融	於		テ	事
一	ス	テ	ホ	原	通	テ		計	者
市	結	多	レ	因	上	ハ		算	ト
場	果	少	夕	如	二	場		ス	ノ
二	如	隔	儿	何	影	所		ル	阿
於	何	絶	結	又	響	又		コ	二
テ	テ	セ	果	其	テ	ハ		ト	特
ハ	審	儿	利	高	生	暗		テ	別
其	操	上	息	品	心	期		要	ノ

及  
レ  
レ  
受者  
利益  
ヲ  
得  
并  
濟  
者  
ト  
當  
事  
者  
損  
失  
ヲ  
被  
ル  
二  
特  
別  
ノ

二	足	天	ノ	フ	后	錢	高	テ	於	地
三	十	其	低	金	ノ	ノ	高	根	テ	方
三	八	以	キ	錢	價	需	ノ	リ	ハ	ノ
利	土	前	二	ト	格	用	代	二	法	需
足	地	三	付	高	騰	二	價	之	律	用
ノ	二	在	キ	高	費	比	低	シ	上	二
低	於	テ	其	ト	ス	シ	落	変	ノ	應
落	テ	金	水	ノ	ハ	却	シ	ス	貨	シ
セ	并	錢	平	平	シ	テ	金	ル	幣	金
几	濟	ノ	二	均	然	多	錢	コ	二	錢
場	又	并	復	息	シ	テ	ノ	ト	於	ノ
所	ハ	濟	ス	二	凡	ト	利	能	テ	不
二	キ	ヲ	ル	復	高	キ	乘	ハ	ハ	足
於	元	為	二	ス	業	ハ	騰	テ	一	告
テ	ノ	ス	異	ル	ノ	利	費	ル	定	ケ
并	金	二	十	コ	運	廉	又	力	ノ	几
高	錢	当	ヲ	十	轉	低	ハ	故	價	場
ヲ	ノ	リ	ス	乘	二	減	シ	之	格	合
為	克	其	ト	元	自	シ	又	他	ノ	二
サ	分	不	尾	水	力	高	金	ノ	ノ	二



者	多	七	テ	能	コ	得	ホ	ニ	二
ノ	少	之	者	ハ	ト	斯	又	ト	レ
有	少	メ	事	ナ	能	ノ	ハ	七	テ
交	同	敢	者	ル	ハ	如	キ	ハ	利
二	ハ	テ	同	ヤ	ナ	中	カ	有	足
為	ナ	右	相	明	ル	場	故	カ	ノ
ス	ル	市	置	カ	所	合	ニ	少	他
能	ト	場	租	ナ	リ	ニ	債	不	他
ハ	ナ	ニ	ス	リ	テ	於	權	正	也
ナ	ハ	於	ル	然	ル	ニ	者	ノ	ル
ル	自	ケ	所	ル	ハ	債	ハ	利	場
所	カ	ル	ノ	二	法	債	之	ヲ	所
ヲ	テ	金	金	隔	律	者	ヲ	得	ニ
以	法	錢	錢	絶	之	者	拒	債	於
テ	律	ノ	ヲ	セ	ニ	ノ	絶	權	テ
行	ヲ	移	單	ル	代	有	ス	者	非
ハ	以	票	純	土	ハ	知	ル	ニ	為
レ	テ	利	ニ	地	ノ	ニ	コ	害	ヲ
ニ	債	果	相	ニ	為	為	ト	ヲ	為
ハ	替	ノ	殺	於	ス	ス	ヲ	及	ナ

足  
十  
ル  
工  
地  
ニ  
於  
テ  
非  
備  
ス  
ハ  
ナ  
元  
ノ  
金  
錢  
ノ  
充  
分



本條ハノ五二條ニ於テ恒上ノ折

要  
十  
ノ  
ト  
ニ  
ナ  
レ  
條  
件  
ニ  
最  
後  
ノ  
條  
件  
ニ  
關  
シ  
テ  
詳  
細

相  
規  
定  
為  
ス  
ル  
場  
合  
ニ  
於  
テ  
是  
レ  
規  
定  
ノ  
條  
件  
ニ  
合  
フ  
限  
ニ  
於  
テ  
ハ  
否  
ト  
モ  
知  
ラ  
ズ

細  
則  
禁  
止  
場  
合  
ニ  
於  
テ  
是  
レ  
規  
定  
ノ  
條  
件  
ニ  
合  
フ  
限  
ニ  
於  
テ  
ハ  
否  
ト  
モ  
知  
ラ  
ズ

又  
論  
此  
場  
合  
ニ  
於  
テ  
是  
レ  
規  
定  
ノ  
條  
件  
ニ  
合  
フ  
限  
ニ  
於  
テ  
ハ  
否  
ト  
モ  
知  
ラ  
ズ

ノ  
條  
件  
ニ  
合  
フ  
限  
ニ  
於  
テ  
ハ  
否  
ト  
モ  
知  
ラ  
ズ

勿  
論  
此  
場  
合  
ニ  
於  
テ  
是  
レ  
規  
定  
ノ  
條  
件  
ニ  
合  
フ  
限  
ニ  
於  
テ  
ハ  
否  
ト  
モ  
知  
ラ  
ズ

ラ  
ス  
然  
ラ  
ス  
レ  
ハ  
本  
則  
ニ  
列  
記  
ス  
ル  
場  
合  
ニ  
於  
テ  
ハ  
否  
ト  
モ  
知  
ラ  
ズ

ヲ  
敢  
テ  
本  
則  
ノ  
例  
外  
ナ  
リ  
云  
フ  
可  
カ  
ラ  
ズ  
就  
中  
優

智  
目  
的  
互  
ニ  
代  
替  
ス  
ル  
ヲ  
得  
ル  
キ  
元  
ノ  
子  
ル  
コ

ト  
ヲ  
想  
像  
ス  
ル  
工  
ト  
必  
要  
ナ  
リ

ト  
ヲ  
想  
像  
ス  
ル  
工  
ト  
必  
要  
ナ  
リ

然  
 一  
 方  
 相  
 殺  
 一  
 一  
 刀  
 為  
 一  
 特  
 工  
 犯

本	條	獨	以	所	四	項	若	力	多	少	一	後	明	一	要	二	
萬	一	項	債	契	原	因	小	相	殺	二	何	等	一	夥	響	一	
毛	及	亦	廿	一	以	所	祭	則	上	為	久	故	二	有	償	一	
若	力	小	無	償	一	別	撞	一	契	約	日	以	生	二	力	債	
習	元	互	已	二	相	殺	二	力	契	約	日	以	生	二	力	債	
准	犯	眾	日	生	一	力	債	契	約	日	以	生	二	力	債	一	
為	債	契	日	生	一	力	債	契	約	日	以	生	二	力	債	一	
債	契	日	生	一	力	債	契	約	日	以	生	二	力	債	一	一	
相	殺	二	力	債	契	約	日	以	生	二	力	債	契	約	日	以	生

如	二	ノ	天	キ	已	困	又	眾	然
子	利	全	遂	犯	二	ヨ		ヲ	レ
犯	益	部	二	眾	利	リ		行	凡
眾	罪	差	損	ア	無	僥		フ	為
シ	サ	リ	害	リ	キ	撻		ナ	辜
行	ル	ハ	賂	就	カ	者		ル	者
フ	ハ	一	僮	中	為	衆		時	ノ
工	シ	分	ヲ	罵	メ	憐		ハ	一
ト	故	ヲ	負	詈	決	ヲ		其	方
絶	二	情	担	暴	レ	受		相	相
ハ	相	滅	ス	業	ヲ	ケ		殺	殺
テ	殺	シ	ル	弱	行	テ		ヲ	シ
之	望	ト	二	迫	フ	ル		以	望
ア	望	モ	至	ノ	コ	ノ		テ	ハ
ル	ハ	之	リ	如	ト	恐		情	刀
可	カ	カ	自	キ	能	レ		盡	為
カ	為	為	已	之	ハ	テ		又	メ
ヲ	メ	メ	ノ	ヲ	テ	ル		可	特
ス	斯	自	債	行	ル	モ		中	二
然	ノ	已	權	フ	ハ	自		ヲ	犯

之ヲ  
 之ヲ  
 讓  
 此  
 需  
 同  
 者  
 之  
 之  
 得  
 取  
 之  
 之  
 之  
 消  
 費  
 之  
 又  
 八  
 金  
 錢

ノ	ル	ル	ル	横 <small>横</small>	慮	他	里	之	レ
有	代	毛	如	シ	ナ	人	階	ノ	氏
之	替	ノ	干	受	ナ	ノ	生	ノ	昂
或	物	シ	場	ケ	毛 <small>毛</small>	財	ス	債	盜
ハ	之	返	合	レ	ノ	産	レ	勢	ヲ
不	之	還	ニ	ト	元	ヲ	コ	ト	者
何	ヲ	ス	取	ノ	債	取	ト	ヲ	之
替	自	レ	ヲ	念	勢	取	ト	相	以
物	已	ノ	犯	慮	者	ス	レ	殺	ヲ
ヲ	ノ	責	罪	ヲ	ノ	レ	ト	セ	自
盜	債	任	者	懷	物	力	云	レ	已
取	推	ア	ハ	リ	ヲ	如	フ	ト	ノ
之	ト	リ	才	工	奪	キ	可	ス	債
之	相	金	一	ト	ヒ	裏	力	レ	推
ヲ	殺	銭	其	ト	以	業	ヲ	カ	ト
消	ス	差	不	レ	ヲ	シ	又	如	東 <small>盜</small>
費	ハ	ク	正	ト	自	為	空	平	西 <small>流</small>
之	本	ハ	工	セ	カ	ス	ニ	ハ	日
又	性	其	得	又	ヲ	ノ	通	或	リ
ハ	質	他	ト	斯	糸	念	常	ハ	生

能	ヲ	要	得	ヲ	右	一	債	ヲ	之
ハ	消	意	ル	就	ノ	度	務	負	ヲ
十	費	ヲ	己	申	原	返	ト	担	讓
八	シ	以	ノ	詐	則	還	相	ス	也
二	又	ヲ	十	偽	々	シ	投	ル	需
因	ハ	其	リ	取	レ	為	ス	ニ	用
リ	讓	受	是	財	其	レ	ル	至	者
損	日	寄	ヲ	及	適	然	コ	リ	之
害	疲	ノ	以	レ	用	ル	ト	々	ヲ
賅	シ	財	ヲ	善	ノ	後	ヲ	レ	得
償	原	物	受	託	範	年	レ	ト	取
ノ	物	借	寄	物	用	滿	々	キ	ス
各	ニ	用	者	費	頗	ヲ	ル	ト	ル
執	ヲ	物	使	消	ル	請	工	タ	能
シ	之	若	用	二	廣	求	ト	元	ハ
以	ヲ	ク	借	適	キ	ス	純	帶	又
ヲ	返	ハ	主	用	モ	レ	ハ	木	遂
其	還	貸	債	ス	レ	ヲ	ス	自	ニ
價	ス	借	借	レ	ニ	要	ス	己	金
概	ル	物	人	ヲ	レ	ス	フ	人	錢

ヲ	代
有	替
レ	物
或	ニ
ハ	レ
不	レ
レ	代
代	替
物	物
ヲ	レ
窃	取
取	レ
レ	之
之	ヲ
消	費
シ	レ
又	ハ

精		又	一	又	ノ	樊	立	ノ	フ
練	第	心	キ	ノ	十	害	子	小	直
物	二	シ	天	力	リ	了	凡	云	但
ナ	頃	敵	債	十	何	リ	場	フ	ス
ル	寄	ヲ	権	キ	上	加	合	可	心
ル	託	也	者	ニ	十	之	三	心	元
シ	モ	カ	二	当	レ	十	就	蓋	ノ
謂	リ	心	使	リ	心	市	ケ	心	元
ハ	而	可	用	テ	債	本	心	此	亦
ス	相	ケ	賃	ハ	務	其	上	場	本
ト	殺	心	借	竊	者	危	同	心	頃
受	ノ	心	益	盜	其	害	ノ	就	ノ
モ	妨	ハ	者	ノ	債	ハ	前	ケ	通
其	害	ナ	々	稔	換	一	頃	心	用
然	々	心	小	防	者	層	二	心	フ
ル	心	心	賃	ヲ	心	然	諷	心	受
ハ	務	心	借	心	心	心	示	亦	心
キ	心	心	借	心	心	心	心	竊	心
ヤ	心	心	心	心	心	心	心	盜	心
法	心	心	拒	心	心	心	心	心	心
文	心	心	絶	心	心	心	心	心	心



者	葉	物	場	ノ	リ	ク	ノ	ヲ	物
ノ	ハ	ノ	合	寄	既	ハ	又	待	々
意	ヲ	性	ニ	託	ニ	其	代	々	ル
親	之	質	於	ニ	相	金	替	又	ヲ
ニ	シ	ニ	テ	係	殺	銀	物	ニ	謂
ア	謂	非	ハ	カ	ノ	等	々	ヲ	ハ
リ	ハ	ス	相	ル	妨	ノ	ル	明	ス
蓋	ハ	シ	殺	受	害	相	時	カ	ト
ニ	正	テ	ノ	寄	ヤ	殺	ハ	テ	虫
寄	律	其	妨	者	レ	行	特	ハ	无
託	上	債	害	金	ハ	ハ	是	何	其
十	推	努	々	錢	ハ	レ	物	ト	然
ル	定	ノ	ル	ヲ	リ	難	相	ト	ル
又	ニ	原	无	返	然	干	互	ト	ハ
ノ	テ	因	ノ	還	レ	一	々	ハ	々
ハ	ル	事	ハ	ス	凡	帶	相	寄	々
寄	寄	業	負	ハ	金	云	殺	託	法
託	託	ヲ	担	中	銀	因	若	物	文

者  
 々  
 ル  
 七  
 ノ  
 十  
 リ  
 而  
 心  
 々  
 本  
 項  
 二  
 寄  
 託  
 物  
 上  
 代  
 替



才三  
 調本  
 調ノ  
 場合  
 二  
 其  
 目的  
 十  
 相殺  
 ノ  
 妨害  
 債  
 務

キ	元	作	差	已	キ	十	ト	差	ノ
元	ノ	價	押	ノ	元	九	ヲ	押	原
ノ	十	ヲ	ハ	新	ノ	條	得	ル	因
ト	リ	以	テ	務	ハ	二	カ	ル	二
ス	而	テ	之	シ	債	之	ル	コ	以
只	シ	テ	シ	尽	權	シ	モ	ト	ス
法	テ	自	公	カ	者	揚	ノ	ヲ	二
律	物	己	費	ハ	ノ	ケ	ト	得	テ
二	ハ	糸	二	ル	担	ナ	ノ	ハ	其
在	概	債	附	ト	保	リ	二	平	目
ル	系	二	シ	キ	二	其	種	元	的
元	差	交	之	ハ	元	差	ア	ノ	十
ノ	押	テ	二	債	ヲ	押	ル	ト	リ
若	ハ	ル	因	權	フ	フ	コ	差	既
リ	ル	ヲ	テ	者	ル	ル	ト	押	二
ハ	ヲ	得	テ	ハ	有	得	ハ	フ	物
權	得	ハ	子	之	者	ハ	才	ル	二
判	ハ	キ	ル	ヲ	自	ハ	二	コ	六



十  
十  
リ  
二  
几  
年  
金  
權  
フ  
留  
保  
ス  
几  
純  
ハ  
十  
几  
元

其理由ハ容易ニ會得スルヲ得可ニ蓋シ

金ヲ留保スルハ其其強制ノ条即

善揮ハシ為スニ外ナラズ此種ノ權

判人性質ニ底ルモノナリハ十ノ

不  
四  
項  
優  
權  
者  
下  
優  
勢  
者  
上  
相  
互  
ノ  
關  
係  
ヲ  
規  
定

スルニ相殺ヲ以テスルハ實際ノ利益ヲ

リト云テ在未知之ヲ以テ云々大抵序ニ

スルハト用者傲ス可ク及故ニ尙事者ハ

~~張~~ ~~強~~ ~~權~~ ~~者~~ 相殺ヲ抛棄スル工トシ得加之

并  
改  
二  
正  
國  
心  
心  
相  
殺  
心  
心  
利  
益  
ト  
是  
元  
高

者 二 年 受 付 物 收 得 金	三 特 定 ノ 用 法 ニ 供 ス ル キ 上 ノ 例 ハ 示 ス	二 他 人 ノ 遺 <sup>手仕</sup> 金 <sup>仕</sup> ヲ 受 付 金 錢 ノ 漏 <sup>浪</sup> 費 元 之 ヲ 以	ヲ 示 ス 元 ノ 下 リ 今 其 漏 用 ノ 場 合 ヲ 示 サ レ	二 ノ 抛 棄 ニ ア ル ノ ト 認 ム ハ キ 標 準	心 ノ こ ト ヲ ス 又 黙 示 ス ル ヲ 得 本 據 <sup>條</sup> ハ 其 黙	二 十 條 ニ 云 ハ ル カ 如 ク 其 二 明 示 ス ル ヲ 得	為 事 者 ハ 強 メ 相 殺 ヲ 抛 棄 ス ル ハ 第 五 百	三 至 リ テ 之 ヲ 強 明 ス ル コ ト ハ 不 可	亦 為 事 者 之 ヲ 抛 棄 ス ル 以 得 ル コ ト ハ 下 條
---	---	--	--	---	---	--	---	---	--

受  
付  
物  
收  
得  
金  
ノ  
用  
法  
ニ  
供  
ス  
ル  
キ  
上  
ノ  
例  
ハ  
示  
ス

者二年  
者  
又  
或  
物  
收得  
物

者  
委  
任  
受  
付  
ル  
ト  
キ  
代  
理  
人  
更  
ニ  
委  
任

者  
債  
權  
者  
ト  
シ  
テ  
先  
キ  
三  
特  
別  
法  
用  
法  
シ

示  
シ  
執  
シ  
受  
ケ  
ル  
ル  
金  
錢  
シ  
留  
保  
シ  
以  
テ  
相

殺  
シ  
為  
リ  
シ  
ト  
稱  
ス  
ル  
コ  
ト  
能  
ハ  
ス  
斯  
ル  
如  
キ

ハ  
代  
理  
人  
履  
行  
シ  
拒  
絶  
ス  
ル  
ニ  
外  
ト  
ス  
不  
加  
之

十  
不  
代  
理  
人  
其  
代  
理  
シ  
承  
認  
ス  
ル  
時  
ニ  
当  
リ

既  
ニ  
委  
任  
者  
ノ  
債  
權  
者  
ト  
シ  
テ  
一  
層  
斯

ノ  
如  
キ  
主  
張  
シ  
為  
ス  
コ  
ト  
能  
ハ  
ス  
其  
代  
理  
人  
承

後  
ニ  
シ  
テ  
ハ  
相  
殺  
シ  
抛  
棄  
シ  
テ  
ル  
モ  
人  
ト  
云  
フ

可  
キ  
ヤ  
明  
カ  
ナ  
リ

又	抑	役	辱	ヲ	ト	二	抛	本	
ハ	レ	ケ	則	後	相	條	棄	條	
少	債	其	ヲ	二	殺	ハ	二	及	才
ナ	權	程	揚	之	ハ	先	ア	レ	五
リ	ノ	度	ク	ヲ	理	キ	リ	ハ	百
元	禮	ノ	ル	生	務	二	ナ	ノ	二
之	ノ	宜	元	ス	ト	規	ル	二	十
二	渡	レ	ノ	ル	二	定	場	條	七
其	レ	ナ	ナ	三	直	ル	合	ハ	條
熟	小	ヲ	リ	管	リ	ハ	ハ	二	
示	債	得	只	ハ	情	ル	規	二	
ヲ	務	セ	其	場	則	重	定	法	
為	者	レ	原	合	ハ	要	ル	律	
レ	之	ナ	則	二	揚	ナ	ル	上	
ハ	承	ナ	二	通	ク	ル	二	ハ	
ハ	承	ナ	ハ	二	ル	二	箇	相	
時	還	レ	例	二	元	大	十	殺	
二	不	レ	外	概	ハ	理	ハ	然	
派	力	レ	則	ナ	二	論	且	示	
ハ	力	レ	ナ	ル	レ		前		

本  
 編  
 才  
 五  
 百  
 二  
 十  
 七  
 條  
 其  
 熟  
 示  
 為  
 承  
 時  
 派



又ハサナリ元之ニ其黙示ヲ為ルルハ時ニ非カ

レハ之ニ抗スルヲ得ガル元人ナリ本編ヲ

百四十七章ヲ老觀スハ

此ニ箇ハ法則ナリ相殺人事ニ関シ大ニ効カ

異ニスルモノナリ即チ債權者ハ承諾ハ之ニ

チ其承諾以前ノ原因ニ基クモ尚ホ相殺ヲ行抗

スルノ權ヲ失ハシムルモノナリトモモ告知

ハ其之ヲシテ其以後ノ原因ニ基キ相殺ノ利益

ヲ失ハシムルニ過キス如ク承諾ト告知

トシテ効力ヲ異ニスルノ理由ハ至ラ看易キ

ナリ蓋シ債權者議ノ後ニシテ承諾スルハ之

ケル  
ノ  
等  
仕  
ヲ  
振  
ル  
シ  
タ  
ル  
ノ  
結  
果  
ナ  
リ  
ト  
云  
フ  
可  
カ

ノ	シ	ニ	只	附	ア	云	人	ル	ニ
感	抗	明	單	著	リ	フ	ニ	カ	冬
情	弁	記	二	ス	ト	可	耐	故	加
二	ノ	又	債	心	云	シ	シ	二	ス
全	抛	心	習	一	フ	然	身	結	ル
テ	棄	カ	ノ	切	可	シ	新	局	元
ハ	債	如	徳	ノ	カ	凡	習	債	ノ
之	権	ク	知	判	テ	未	ヲ	権	ニ
ヲ	ノ	債	即	裁	又	々	負	ノ	シ
以	確	習	チ	ト	債	債	担	認	テ
テ	徳	者	テ	共	ノ	権	ス	知	承
讓	二	二	三	二	受	者	ル	テ	諾
ノ	外	属	而	行	人	ノ	ヲ	為	ハ
渡	十	ス	四	指	ハ	更	約	ニ	其
心	ラ	ル	十	用	現	代	ニ	更	意
人	ス	テ	七	ス	債	ニ	テ	テ	思
弁	讓	得	條	ノ	権	因	ル	讓	ノ
濟	ノ	可	不	故	シ	ル	元	ノ	結
シ	受	カ	二	二	之	更	ノ	受	果
受	人	リ	次	是	二	改	十	テ	ナ

是	へ	明	改	保 <sup>因</sup>	代	心	情	ラ	ケ
コ	し	カ	ア	リ	ニ	十	之	入	ル
以		十	ラ	更	因	リ	領	何	ノ
テ		ル	カ	改	リ	之	受	ト	等
債		カ	ル	心	更	之	し	十	仕
務		故	元	意	改	學	且	し	ヲ
者		十	此	旨	取	ス	時	ハ	始 <sup>為</sup>
承		リ	場	現	井	心	接	儀	ニ
諾		上	合	ハ	心	ニ	ニ	十	ヲ
コ		カ	ニ	心	ハ	此	因	受	ル
為		四	於	心	明	場	リ	人	ノ
シ		而	テ	心	カ	合	新	ハ	始
テ		九	ハ	心	ニ	ニ	進	自	果
ル		十	却	心	所	於	テ	已	テ
ト		二	テ	心	為	テ	為	ハ	リ
女		條	反	ハ	又	債	久	名	ト
ハ		シ	対	決	ハ	権	元	ヲ	云
儀		是	ノ	心	使	者	ノ	以	テ
受		觀	意	テ	用	ノ	十	テ	可
		ス	果	更	ニ	更	し	并	カ

一 國情ニ至テハ之ヲ以テ儀ノ度ニ人亦病シ受

習	厚	ト	純	錯	二	上	場	其	ヲ	人
者	ウ	ヲ	ハ	誤	役	推	合	既	ス	ハ
ヨ	ス	比	又	シ	ケ	定	二	得	以	其
リ	ル	較	蓋	申	子	ス	於	レ	後	希
自	工	ス	レ	立	ル	レ	テ	子	更	望
已	ト	ル	此	ヲ	規	二	ハ	レ	改	リ
二	ヲ	二	場	其	是	因	熟	相	ノ	子
時	要	儀	合	承	ヲ	ル	至	殺	効	レ
レ	ス	ト	二	儀	比	加	二	ヲ	力	判
知	何	受	於	シ	附	之	ヲ	抛	二	益
レ	ト	人	テ	取	援	債	之	棄	因	ヲ
レ	十	二	ハ	情	引	習	ヲ	ス	リ	失
心	レ	封	債	ス	レ	者	抛	心	債	ナ
新	ハ	ス	習	二	讓	ハ	棄	ヲ	習	フ
習	儀	ル	者	ト	ト	シ	レ	得	者	コ
ノ	ト	係	ト	シ	受	五	テ	心	ハ	ト
利	受	護	儀	諸	人	百	リ	力	明	ア
益	人	シ	ト	求	二	三	ト	故	示	ル
ヲ	ハ	一	受	ス	封	十	法	二	二	可
正	債	層	人	レ	レ	條	律	此	ヲ	力

謂	カ	者	此	面	之	阻	且	当	務
ハ	フ	宜	注	係	フ	ノ	債	二	者
カ	其	シ	意	以	抛	原	務	希	ヨ
ル	権	リ	ヲ	テ	棄	因	者	望	リ
可	利	此	為	テ	ス	ノ	其	ス	自
加	ヲ	注	ス	承	ル	有	相	ル	己
テ	失	意	ヲ	諾	コ	無	殺	ヲ	二
ス	ナ	ヲ	得	ヲ	ト	二	ヲ	得	討
	フ	為	ハ	為	ヲ	仕	求	ハ	シ
	コ	ス	キ	ス	欲	テ	ム	キ	約
	ト	ヘ	コ	ヘ	セ	疑	ル	テ	シ
	ヲ	キ	ト	キ	サ	ヒ	ノ	ノ	々
	甘	ノ	ヲ	ノ	ル	ヲ	権	十	ル
	受	シ	テ	シ	ト	切	利	レ	新
	シ	然	ス	本	キ	懷	其	ハ	務
	々	ラ	カ	條	ハ	リ	他	十	ノ
	ル	ス	故	ハ	其	テ	新	リ	利
	元	レ	ニ	債	権	亦	務		益
	ノ	ハ	債	務	利	全	免		ヲ
	ト	自	務	者	ヲ	リ			正

意  
 ウ  
 ス  
 ん  
 ス  
 ト  
 フ  
 要  
 ス  
 何  
 ト  
 十  
 シ  
 ハ  
 債  
 ノ  
 受  
 人  
 ハ  
 債

為	以	現	得	下	之	對	常	又	才	然
上	現	債	又	几	下	之	債	几	失	リ
述	債	權	才	几	才	相	權	權	才	ト
フ	ト	其	五	尚	其	較	者	フ	才	要
ル	其	担	百	本	其	ス	ノ	才	元	元
所	担	保	三	讓	實	ル	權	失	未	債
二	保	ト	十	渡	際	能	利	十	才	務
及	ト	フ	条	人	讓	ハ	フ	才	取	者
シ	フ	二	二	二	受	ナ	行	元	才	ハ
單	候	規	對	人	人	リ	ナ	ノ	之	其
二	セ	定	シ	二	二	シ	ヒ	二	力	既
債	行	二	其	亦	所	以	所	以	為	得
務	フ	才	要	痛	ノ	フ	ノ	ス	二	シ
者	二	几	求	才	毛	其	ノ	故	讓	才
二	ト	場	フ	為	ノ	讓	才	二	才	九
吉	才	合	為	才	才	渡	渡	之	渡	相
知	得	二	ス	、	要	渡	二	二	二	較
ノ	才	於	才	ル	取	二	對	才	人	ノ
シ	才	才	ト	才	二	人	シ	二	二	利
シ	才	其	才	才	二	二	道	對	才	益

為  
 上  
 述  
 フ  
 ル  
 所  
 二  
 及  
 シ  
 單  
 二  
 債  
 務  
 者  
 二  
 外  
 別  
 二  
 讓  
 渡  
 二

以上述  
フ  
ル  
所  
ニ  
及  
シ  
單  
ニ  
債  
務  
者  
ニ  
若  
知  
ハ  
シ  
フ

ル	人	然	ハ	實	ノ	二	之	手	為
カ	業	レ	レ	ヲ	利	債	所	業	レ
故	因	凡	ハ	及	益	務	之	セ	債
ニ	ヲ	告	ル	ホ	ヲ	者	カ	ナ	務
爾	喪	知	工	ス	失	ハ	為	ル	者
後	失	也	ト	工	ハ	ハ	二	ト	ハ
相	ス	債	シ	ト	ス	最	實	ナ	告
殺	可	務	得	得	是	其	ヲ	ハ	知
ノ	カ	者	カ	ハ	レ	既	被	其	ヲ
原	ラ	二	ル	ス	当	得	ル	讓	受
因	ス	遺	ノ	之	事	レ	心	後	レ
ハ	事	言	善	シ	者	子	工	ヲ	レ
讓	ヲ	ハ	道	レ	ノ	心	ト	妨	レ
受	戒	舊	卓	レ	行	相	ア	害	ノ
人	レ	債	則	レ	為	殺	ル	之	外
ニ	ハ	權	ノ	既	ハ	ヲ	可	レ	別
所	ル	者	適	得	才	抗	カ	シ	レ
抗	元	ト	田	權	三	ス	テ	得	レ
ス	ノ	相	十	ヲ	者	ス	ス	ナ	讓
ル	十	殺	リ	失	ニ	政	ル	レ	後





心二債務者二告知ヲ要スルニ因リ拂渡差押ト

債権ノ權限トハ顯ル類似スル元ノトス且相殺

ノスルニ因テ人告知以前ニ原因ノ發スルト

以後ニ發スルト又同ハス二者同下ノ効力ヲ生

スル元ノトナリ

拂渡差押ハ之ヲ受ケタル才三者ヲシテ自己ノ

債權者ニ有効ニ非スルコト能ハサウ是ハ心

元ノトナリ故ニ又之ヲシテ將來自己ノ債權者

ト相殺<sup>債務者</sup>ト同ニ相殺ノ原因ヲ喪失ス可カラズ

心又トシ知ラシムル元ノトナリ然レ凡其企圖シ

心相殺ノ利益ニ至ラハ却テ拂渡差押ノ為メ

相	加	行	子	拂	キ	押	ヲ	才	之
親	之	為	心	悔	才	シ	入	主	シ
ノ	拂	ノ	カ	差	三	相	上	者	辱
利	悔	為	故	押	者	親	云	才	ヲ
益	差	女	二	申	知	ハ	入	害	可
ヲ	押	植	此	也	又	察	ル	人	カ
失	シ	實	二	心	從	因	善	可	ヲ
フ	學	シ	者	志	車	榮	通	カ	入
コ	々	被	ハ	之	相	生	原	シ	才
ト	々	ル	何	才	親	ス	別	ハ	二
ア	心	コ	レ	學	人	心	ハ	是	箇
ド	儘	ト	元	々	身	元	適	其	ノ
ト	勢	ア	自	心	母	黃	用	既	規
元	者	ル	己	儘	存	押	十	得	定
是	其	可	一	習	久	シ	下	權	心
レ	既	カ	國	者	心	放	蓋	シ	亦
其	得	ラ	係	不	上	之	心	奪	合
一	レ	入	也	三	中	三	拂	又	意
解	心		廿	者	八	行	悔	口	ハ
意			儿				美		

相  
録  
ノ  
利  
益  
ヲ  
失  
フ  
コ  
ト  
ア  
リ  
ト  
モ  
ニ  
是  
レ  
其  
解  
意

二  
備  
心  
自  
力  
ヲ  
振  
リ  
所  
人  
結  
果  
ハ  
ル  
ノ  
レ  
抑  
々  
抑  
々

差  
押  
ノ  
半  
續  
中  
心  
之  
ヲ  
益  
々  
レ  
優  
弱  
者  
ハ  
或

心  
期  
間  
内  
ニ  
就  
テ  
其  
差  
押  
ヲ  
被  
ル  
旨  
モ  
亦  
要  
ス

優  
弱  
者  
ハ  
心  
又  
之  
ヲ  
并  
ニ  
抗  
弁  
法  
其  
他  
免  
除  
ノ  
原

因  
ハ  
ル  
ヤ  
テ  
障  
迹  
ス  
レ  
ハ  
私  
弊  
ハ  
ル  
モ  
ト  
不  
差  
シ

此  
障  
迹  
ヲ  
為  
ル  
ハ  
心  
モ  
差  
押  
ノ  
時  
原  
告  
ノ  
申  
立

テ  
ハ  
ル  
原  
因  
ニ  
因  
リ  
單  
純  
ノ  
優  
弱  
者  
ト  
着  
目  
ス  
ル  
ハ

レ  
今  
相  
殺  
ノ  
所  
ハ  
心  
ノ  
モ  
場  
合  
ニ  
就  
テ  
差  
押  
ヲ  
受  
ケ  
ル  
コ

ト  
今  
相  
殺  
ノ  
所  
ハ  
心  
ノ  
モ  
場  
合  
ニ  
就  
テ  
差  
押  
ヲ  
受  
ケ  
ル  
コ

ト  
今  
相  
殺  
ノ  
所  
ハ  
心  
ノ  
モ  
場  
合  
ニ  
就  
テ  
差  
押  
ヲ  
受  
ケ  
ル  
コ

